令和７年（ワ）第３２８６号　オンライン記事掲載差止等請求事件

原　告　　部落解放同盟埼玉県連合会　外８名

被　告　　宮部　龍彦

原告ら第３準備書面

２０２６年１０月２８日

さいたま地方裁判所第２民事部　御中

原告ら代理人弁護士　　山　本　　志　都

同上　　瀬　戸　　一

本書面で、原告らは被告準備書面４及び５に対して、必要な限度で反論・求釈明に対する回答を行い、関連する点について、原告らの主張を補充する。

１　第１次訴訟控訴審判決が下され、地裁判決が維持されたこと（乙３７）

第１次訴訟の控訴審において、２０２６年（令和８年）１０月７日、東京高裁は、インターネットの特性として「閲覧者が辿る式に本件各記事を閲覧する誘因」も大きく、「同和地区の記事を網羅的に閲覧することを薦める記載」があるので、削除の範囲は、「実効性を確保する観点から・・本件各記事の全てについて認めるのが相当である」と、２８記事すべての削除を命じたさいたま地裁の判決をそのまま維持した。

被告の行為について、さいたま地裁は「差別意識を増幅させ、差別行為を助長させる」「差別意識を煽る目的をもってした行為」であり「その悪質性も高い」ときびしく弾劾したが、東京高裁も「不当な差別を受けること

なく人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を侵害する」不法行為であると判断し、その理由について、地裁判決をそのまま支持した。

また、高裁判決は、争点のひとつだった原告埼玉県連の任意的訴訟担当（被差別部落の住民を代表して裁判をおこなう資格）は認めなかった。

そして、東京高裁は、さいたま地裁の判決をそのまま維持し、被告、原告埼玉県連それぞれの控訴を棄却した。

2　被告準備書面４の第３（同書２頁以下）に対する反論

（１）各記事及び各記事に付されている動画を差止等の対象とするものである。各記事に画像が複数掲載され、その画像内に動画が表示され、動画が表示される画像をクリックすると、有料の動画サイトが開かれる仕組みとなっており、記事がある jigensha.info と有料動画とされる jinken.tv は関連付けられている。

既に主張している通り、各サイトは特定十分である。

（２）各個人原告と各記事の関係は、原告ら第２準備書面２１頁以下で詳述したとおりである。

（３）本件訴訟提起後も被告が投稿を続け、請求の拡張をせざるを得なくなっており、投稿を続けることは被告が不法行為を重ね、その悪質性をより高めるものであるが、慰謝料等の金額については請求額を増やす意図はない。そのため、損害額の算定上の位置づけ、また、損害発生日等は従前の主張と変わらない。

慰謝料の法的性質、慰謝料請求における立証の対象については、原告ら第１準備書面２８頁以下で詳述したとおりである。精神的苦痛を金額換算した個別具体的な損害額や、個別の記事や写真・動画などによる苦痛の程度を客観的指標によって主張立証することまで要求されるもので

はない。

3　被告準備書面４の第４（同書３頁以下）に対する反論

個人原告らを含む各地域の人々が差別を受けずに平穏に生活する法的利益があり、被告の各記事掲載により侵害されていることは、原告ら第１準備書面の３３頁以下で詳述したとおりである。

原告らの人格権侵害につながる各記事の内容については、原告ら第２準備書面の１頁以下で詳述したとおりである。特に個人原告と各記事との関係は、同書２１頁以下で詳述したとおりである。

個人原告らは自らの自宅などが写りこむ写真などはもちろん、それ以外の記載などの情報により、本件地域の出身者等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、時にそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになる。そのそれぞれの気持ちは、個人原告からそれぞれ提出される陳述書からも明らかであり、その主張立証として十分である。

4　被告準備書面４の第５「求釈明」に対する回答

（１）原告らの人格権侵害につながる各記事の内容については、原告ら第２準備書面の１頁以下で詳述したとおりである。特に個人原告と各記事との関係は、同書２１頁以下で詳述したとおりである。

個人原告らが知った時期・どのように知ったかなどは、次のとおりである。

ア　個人原告１（甲６５）

２０２５年８月６日に被告が投稿した「曲輪クエスト（４２１）」（甲４）で個人原告１の居住地周辺が取り上げられているが、個人原告１は、

被告の投稿後まもなくして、自宅などが写っていることを確認した。

自らの住んでいる場所が取り上げられ、自宅が被差別部落として暴かれることにより、個人原告１にとどまらず家族に危害が及ばないかという心配を抱き、また、墓地を探られることで犠牲が広がり、隣近所で共に暮らす人たちの生活の安全が脅かされる恐怖心を抱いた。

個人原告１にとって、被告は深い憎悪をたぎらせて部落差別を広めようとしているのではないかと思えてならず、また、インターネットによる情報は一度拡散すると、この情報を受け取った者が再拡散を繰り返し、それこそ永久的に消去の力が及ばないといわれるが、被差別部落の所在地や主だった苗字をさらしものにしたこの行為は、以前は部落に接している地域、あるいはそこに程近い辺りで差別は起きることが多かったのですが、その範囲が際限もなく広がっていくことを可能にするものであり、その不安や精神的苦痛は計り知れない（甲６５）。

イ　個人原告２（甲６６）

個人原告２もまた、被告が２０２５年８月６日に投稿した「曲輪クエスト（４２１）」（甲４）で個人原告２の居住地周辺が取り上げられているが、被告の投稿後まもなくして、親族の墓などがさらされていることを確認した。

地名の公表が様々な問題を引き起こすが、更に偏見を生じさせ、その地域の住民に悲劇が起きてしまうのではないかと恐怖心を抱いた。被告がさらしている一切の記事や写真・動画が削除されなければその恐怖心は消えず、その不安や精神的苦痛は計り知れない（甲６６）。

ウ　個人原告３（甲６７）

被告が２０２５年８月２０日に投稿した「曲輪クエスト（４２２）」（甲５）で個人原告３の自宅や勤務先などがさらされているが、個人原告３は、被告の投稿後まもなくして、そのことを確認した。

全体として会社がクローズアップされている印象を抱き、祖父が創業した会社の運営にも悪影響が及ぶことも懸念され、また、自宅が写されたことによって自分自身にも不利益を被るのではないかと恐怖心を抱いた。その不安や精神的苦痛は計り知れない（甲６７）。

エ　個人原告４（甲６８）

個人原告４は、被告が２０２５年９月３日に投稿した「曲輪クエスト（４２４）」（甲７）で、自らが生まれ育った地域がさらされていることを、被告の投稿後まもなくして、人から教えられて知った。

差別がだいぶ減り、「優しくて住みやすい街になって嬉しい」と地域の仲間と喜び合えるようになってきた現在において、被告が突然入ってきて地域住民が大切にしている白山神社や地域の人の苗字を晒すなどして、差別を助長するおそれのある危険な行為を繰り返すことから、その恐怖と憤りを感じている。その不安や精神的苦痛は計り知れない（甲６８）。

オ　個人原告５（甲６９）

個人原告５は、被告が２０２５年９月３日に投稿した「曲輪クエスト（４２４）」（甲７）で、長年暮らしてきた地域がさらされていることを、被告の投稿後まもなくして、知った。

住みやすい地域を作るために地域の環境整備のための運動に取り組み、安心して生活できる環境を整えてきたのに、その成果である集会所や白山神社などの写真が掲載されることで、生活圏の安全が直接侵害され、差別を拡大し助長しているものと恐怖と憤りを感じている。その恐怖心や精神的苦痛は計り知れない（甲６９）。

カ　個人原告６（甲７０）

被告が２０２５年９月１７日に投稿した「曲輪クエスト（４２６）」（甲９）で個人原告６の自宅が撮影され、また、地域住民が良く利用する集会所の中や白山神社の祠の中までさらされているが、個人原告

６は、被告の投稿後まもなくしてこれを知り、被差別部落がさらし者になっていると感じた。

部落差別が家族に与えた被害を思い起こさせ、抱いた不安や精神的苦痛は計り知れない（甲７０）。

キ　個人原告７（甲７１）

個人原告７は、被告が２０２４年９月２５日に投稿した「曲輪クエスト（３８０）」（甲１）でさらされている地域に生まれ育ったが、被告の投稿後まもなくして、個人原告７は、自宅が写り、同じ地区の他の家や集会所などが写っていることを知り、驚いた。そして、インターネットに記事が出ることで簡単には消せず、自分の家族や親戚がこれから先も同和地区というレッテル貼られるのではないかと非常に心配になった。その不安や精神的苦痛は計り知れない（甲７１）。

ク　個人原告８（甲７２）

個人原告８は、被告が２０２５年８月２７日に投稿した「曲輪クエスト（４２３）」（甲６）で、自らが２０年以上生活してきた地域にある神社や公園、集会所などが掲載されていることを、被告の投稿後まもなくして知った。

被告によってネット上に掲載された記事や動画は、特定の地域を被差別部落として表示する部落差別であるだけではなく、今後、長きにわたり子どもや孫の結婚や就職に際しての身元調査に悪用される恐れがあると感じ、その恐怖心や精神的苦痛は計り知れない（甲７２）。

（２）自らと具体的関係のない記事及び動画を含むすべての対象について、削除及び将来公表禁止を求める法的根拠は、前記のとおり、個人原告らを含む各地域の人々が差別を受けずに平穏に生活する法的利益である。被告が釈明を求めるような個人原告の権利を直接侵害する記事の該当部

分、他の記事又は動画からその記事の閲覧につながるとする具体的な事情の指摘までは不要である。

原告らの人格権侵害につながる各記事の内容については、原告ら第２準備書面の１頁以下で詳述したとおりである。特に個人原告と各記事との関係は、同書２１頁以下で詳述したとおりである。それ以上の回答は不要と思料する。

（３）原告埼玉県連は、被差別部落地域住民ないし解放同盟埼玉県連の構成員について、訴訟行為に関する授権を受け、それら被担当者の任意的訴訟担当として訴訟行為を追行している。

すでに述べたとおり、任意的訴訟担当については、必ずしも個別訴訟ごとの授権は必要ではなく、慣習による授権や黙示の授権という包括的な授権も許容されている。提訴時に明示の授権がなくても提訴後の個別の授権により追完される場合があり、本件においては、団体規約に基づき包括的な授権が行われ、定期大会・県委員会・執行委員会でそれぞれ訴訟に関する具体的な授権が行われた。

なお、秩父市には支部は存在していないが、秩父市内の被差別部落に居住する者は近隣の支部に所属しており、原告埼玉県連の構成員でもある。同人は、他の構成員と同様に、訴訟追行権を包括的に授権した上で、定期大会・県委員会・執行委員会を通じて個別的授権を行っている。

（４）原告埼玉県連については、「業務を円滑に行う権利・利益」（業務遂行権）の侵害が認められる。本件各ウェブページの記事・動画の掲載により、公開にならない形で、就職差別や結婚差別にこれらの記事・動画が利用されるおそれが高く、このことは、原告埼玉県連がこれまで被差別部落やそこに居住し、ルーツを持つ人びとに対する差別の解消のために

積み重ねてきた取組みを無意味にするものであり、現在及び将来の原告埼玉県連の業務の遂行に著しい停滞と支障をもたらすことになる。

また、被告の本件記事・動画の掲載により、原告埼玉県連の構成員らのプライバシー権や差別を受けない権利・利益が害されており、原告埼玉県連が現に遂行し又は遂行すべき業務は、これら構成員らの権利・利益をも内容に含む保護法益ということになる。原告埼玉県連の業務遂行権はこれら構成員らが自ら業務を担うことで支えられているのであって、構成員に受忍限度を超える困惑や不快を与えることによって、業務遂行に著しい支障を与える場合には原告埼玉県連の業務遂行権に直接損害を与えたものと評価できる。

業務遂行権の損害を主張する際には、具体的に妨害を受けた業務を特定する必要はない。

原告埼玉県連の損害として請求する３３０万円は実際に生じた損害額である、独自に生じた損害及び構成員に生じた損害の一部にすぎない。

（５）拡張申立ては動画１４ないし２３を請求の趣旨第１項の削除対象、第２項の将来公表禁止の対象に追加する趣旨である。写真と動画のつながりについては、前記２記載のとおりである。

本件訴訟提起後も被告が投稿を続け、請求の拡張をせざるを得なくなっており、投稿を続けることは被告が不法行為を重ね、その悪質性をより高めるものであるが、慰謝料等の金額については請求額を増やすものではない。そのため、損害額の算定上の位置づけ、また、損害発生日等は従前の主張から変わらない。

なお、慰謝料の法的性質、慰謝料請求における立証の対象については、原告ら第１準備書面２８頁以下で詳述したとおりである。精神的苦痛を金額換算した個別具体的な損害額や、個別の記事や写真・動画などによ

る苦痛の程度を客観的指標によって主張立証することまで要求されるものではない。

（６）甲６１及び甲６２は県委員会の議決を記録したものであり、加筆は、当該委員会開催時に、原告埼玉県連代表者執行委員長の片岡明幸が行ったものである。甲６１の県委員会開催日は２０２４年４月２６日である。

（７）原告埼玉県連の構成員は代議員を通じて大会での意見表明を行うことができ、仮に反対の意思を表明したい場合は自由に意見を述べることが可能である。訴訟行為について権限を付与されている以上、原告埼玉県連としての通常の意思決定と同様に訴訟追行の方針を決するものである。

（８）本件とは関連しない事項であり、回答しない。

（９）原告ら第１準備書面１７頁に記載した全国部落調査出版差止等請求訴訟において住所などの個人情報がネット上に掲載される被害にあった者は本件個人原告に含まれず、同人の個人情報に関わるため、回答を差し控える。

被告が訪問した個別原告の親族の情報も同様である。

もっとも、被告によるこのような言動があったことにより、個人原告らが不安感を抱き、また、個人が訴訟追行によって負うリスクが高く、原告埼玉県連の任意的訴訟担当を認める必要性が高いことを示す具体的事実としては特定・立証は十分である。

（１０）久喜市職員に対するハラスメント行為を認めた「当事者」などの釈明事項については、本件と関連性がなく、回答しない。

5　記事・動画中の用語について

以下、記事中に記載があったり、動画中で言及があったりする言葉について、説明する。

（1）「同和対策事業」について

被差別部落における諸問題の解決のために国または地方公共団地が行う事業をさすが、狭義では、同和対策事業特別措置法に基づき、歴史的社会的理由により生活環境などの安定向上が阻害されている地域（対象地域）に対して国及び地方公共団体が協力して行う事業をさす。

（2）「隣保館」について

欧米におけるセツルメント活動の略語である隣保事業の中心的な施設をさす。都市の貧困地域の対策として明治期から設置された。大正時代ころから、部落問題への社会的関心の高まりの中で、公営設置されるようになったが、現在にも残る多くの隣保館は１９５０年代以降に建設された。１９５３年には国の同和対策として隣保館整備事業に予算がつき、１９６９年の同和対策事業特別措置法の制定によって、隣保館の設置・運営が同和対策地黄として位置付けられ、全国で隣保館の設立が進んだ。被差別部落やその周辺地域の住民の生活改善、福祉相談、人権啓発、住民交流などを総合的に行う施設とされる。呼称は地区によって異なる。

（3）「集会所」について

隣保館と同様に、同和対策事業の一環として、設置された「地区集会所・生活改善施設」などをさす。地域住民の会合、学習会、文化活動、サークル活動などに使う施設であり、自治体によって名称、設置根拠、管理

主体、利用条件が異なってくる。

（4）「白山神社」について

霊峰とされる白山・白山権現をまつる神社として全国（特に東日本）に多く存在する。白山神を地域の氏神として祀ってきた被差別部落は相当数あるが、すべての被差別部落に白山神社があるわけではなく、白山神社があればその地域が被差別部落だったと断定することもできない。

（5）「弾左衛門」について

江戸時代、浅草を中心として関東地方を中心とする被差別身分の人々を統轄した者の世襲名（役職的名称）である。単なる地域の有力者というのではなく、配下の人々の統轄、皮革生産などの職業、一定の公的役務に関わる権限を与えられており、一定の裁判権や刑罰執行権を認められていた。

（6）「長吏」について

もとは寺院の主席にある僧の地位を表した名称であったが、寺社に結びついた被差別部落の頭をさす呼称となり、その後、主に関東及び長野で、被差別部落民に対しても用いられる呼称となった。

以上